# 総合調整会議(2016.4.6)

**〇日 時** : 平成28年4月6日(水) 午前8時45分~午前9時10分

**〇場 所**: 栗東市役所 3 階談話室

**〇出席者** : 市長、副市長、教育長、部長等

### <会議内容>

#### 1. 市長の指示事項

# 市長からの指示

- ・本日から春の全国交通安全運動が実施されている。特に新規採用職員や異動した職員への注意 喚起を行い、各部で交通安全意識の徹底を行うこと。
- ・5月中旬以降に部別経営会議を開催する予定である。各部における事業や課題について整理を 行い、スケジュールや考え方を説明できるように準備しておくこと。
- ・4月当初の待機児童数は32名であるとの報告を受けている。これへの対応等について、整理 して報告すること。
- ・4月16日に全体自治会長会が開催される予定である。会議で出される意見や質問等について、 想定問答を準備し、適切に対応すること。
- ・新年度が開始しているが、職員体制が充足できていない部署もある。増員のために7月に職員 採用を行うので、準備を進めること。
- ・新規採用職員や異動した職員に対して、声掛けなどの気配りをすること。

#### 2. 報告事項

### 【案件名】地域密着型サービス事業者の選定結果について

- → 健康福祉部長から説明
- ・第6期栗東市介護保険事業計画に位置づけている施設整備を進めるため、公募による地域密着型サービス事業者の選定結果について、別紙のとおり報告するものである。

#### 「政策推進部長〕

・平成29年5月が開設予定時期となっており時間にあまり余裕がない。開発許可までの手続き を円滑に進めるために、住宅課と事前調整を行っておく必要がある。

#### 「市長」

・開設予定地の前面道路は狭隘であるため、開発申請手続きにおいて事前調整をしておくこと。 「健康福祉部長〕 ・ 事前調整をする。

## 区分:了解

# 【案件名】「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行について

- → 健康福祉部長から説明
- ・平成28年4月1日から「障害者差別解消法」が施行された。この法律は、障害を理由とする 差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者に おける障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべて の国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら 共生する社会の実現につなげることを目的としている。
- ・本市では、広報りっとう2月号への掲載やまちづくり出前トークのテーマに追加するなど市民への周知を図っている。庁内では、今年度の職員研修のテーマに設定して周知啓発をしていく。

# 区分:了 解

#### 【案件名】国直轄事業及び補助事業の平成28年度予算について

- → 建設部技監、建設部長から説明
- ・国直轄事業である国道1号栗東水口道路、国道8号野洲栗東バイパス及び補助事業の平成28 年度予算を報告するものである。

### 区分:了 解

### 3. 閉会

#### 副市長からの挨拶

- ・新規採用職員への指導と教育を適切に行うよう、部内へ指示すること。
- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」以外にも、平成28年4月1日から施行されている法律がある。例えば、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」や「改正自殺対策基本法」や「改正障害者雇用促進法」など、これに伴い市として計画等を策定する必要がある法律が施行されていないか確認を行い、適切に対応すること。

以上